

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間:2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第 23 条第 5 項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

大阪本社 大阪市西区新町 1-6-23 四ツ橋大川ビル 6 階

派遣労働者の数	18 人(2025 年 6 月 1 日付け派遣労働者数)
派遣先の数	204 社(2024 年度派遣先事業所数 実数)
労働者派遣に関する料金額	14,720 円(2024 年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣労働者の賃金額	11,472 円(2024 年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	22.0%(2024 年度マージン率の平均)
雇用安定措置を講じた人数	0 人

教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、サンプリング研修、デモンストレーション販売研修、イベント運営基礎研修、フードフェス販売業務研修しています。その他、スキルアップ研修としてディレクター業務研修などを受講できます。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	有期契約の派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	大阪本社「当事業所 06-4391-0119」 SAGASU アプリから「大阪代表」宛て

東京オフィス 東京都新宿区新宿 2-3-15 大橋御苑ビル6 階

派遣労働者の数	45 人(2025 年 6 月 1 日付け派遣労働者数)
派遣先の数	352 社(2024 年度派遣先事業所数 実数)
労働者派遣に関する料金額	15,000 円(2024 年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣労働者の賃金額	11,200 円(2024 年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	25.3%(2024 年度マージン率の平均)
雇用安定措置を講じた人数	0 人
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、サンプリング研修、デモンストレーション販売研修、イベント運営基礎研修、フードフェス販売業務研修しています。その他、スキルアップ研修としてディレクター業務研修などを受講できます。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有

上記労使協定の有効期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	東京オフィス「当事業所 03-5369-5005」 SAGASU アプリから「東京代表」宛て

名古屋オフィス 名古屋市中村区名駅 3-26-19 名駅永田ビル 5 階

派遣労働者の数	11 人 (2025 年 6 月 1 日付け派遣労働者数)
派遣先の数	114 社 (2024 年度派遣先事業所数 実数)
労働者派遣に関する料金額	15,000 円 (2024 年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣労働者の賃金額	11,200 円 (2024 年度派遣労働者の賃金額の平均額)
マージン率	25.3% (2024 年度マージン率の平均)
雇用安定措置を講じた人数	0 人
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、サンプリング研修、デモンストレーション販売研修、イベント運営基礎研修、フードフェス販売業務研修しています。その他、スキルアップ研修としてディレクター業務研修などを受講できます。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	名古屋オフィス「当事業所 052-541-0041」 SAGASU アプリから「名古屋代表」宛て